

学校法人兵庫医科大学知的財産ポリシー

平成 23 年 6 月 7 日制定

平成 27 年 8 月 27 日改正

産官学連携活動を通じて、知的財産サイクルの推進を図り、兵庫医科大学及び兵庫医療大学（以下「両大学」という。）における教育・研究・医療活動を通じて得られる知的財産について、組織として積極的に創造、保護、活用するため知的財産ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

1. ポリシーの適用対象者

本法人の教職員をポリシー対象者とする。また、両大学が学生及び研究活動を行うものとして受入れた研究者であって、本ポリシーの適用を受けることに合意している者も対象者とする。

2. 対象となる知的財産

発明、考案及び意匠の創作を本ポリシーの対象とする。ただし、プログラム等の著作物、成果有体物及び技術ノウハウについては、本ポリシーの思想を尊重しつつ、それぞれの特性に応じて取り扱う。

3. 権利の帰属

本法人の資金、施設又は設備等を使用して行った教育、研究及び医療に関連して教職員等がなした発明等を職務発明とし、職務発明に係る特許等を受ける権利及びこれに基づき取得された特許権等は、原則として本法人に帰属する。ただし、本法人が承継しないことを決定した権利は、当該発明者に帰属させることができる。

4. 権利の承継

特許等を受ける権利の本法人への承継にあたっては、特許化の可能性、将来の活用性及び本法人の戦略的必要性等を十分考慮して判断する。

5. 権利の取得、管理及び活用

本法人が承継した特許等を受ける権利は、正当な理由がない限り、ただちに特許等出願を行う。本法人が行った出願については、原則として、審査請求、中間処理等の権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を積極的に図る。ただし、時々状況に応じて、権利化・権利維持する意義及び費用等を勘案して、それらを放棄又は当該発明等を行った教職員等に譲渡することがある。

6. 発明者等への補償

本法人が承継した権利の活用又は譲渡によって本法人が利益を得た場合には、当該発明等を行った教職員等に適切に還元する。

7. 共同研究等における知的財産

両大学と企業等との共同研究又は受託研究から生まれた知的財産は、原則として、発明者等の所属する機関の取扱いに基づいて帰属する。しかし、当該知的財産の出願から活用に至るまでの取扱いについては、企業等における実用化・事業化を配慮し、柔軟かつ効果的に対応する。

8. 管理体制

本法人は、知的財産の創造、保護及び活用を組織として一元的に管理し、技術移転等による社会への貢献を加速するため、知的財産管理部門を設置する。知的財産管理部門の体制、機能について、社会のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう常に見直しに努めるものとする。

9. 守秘義務

知的財産に関する業務に携わる教職員等は、必要な期間、当該知的財産についても守秘義務を負う。本法人は、共同研究等の契約における守秘義務を負っている事項については、秘密を保持するよう、教職員等とともに万全の措置を講ずる。

10. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱い事項については、「学校法人兵庫医科大学発明規程」等の個々の規程に別途定める。